

意見書案第2号

J R 稲枝駅西側地区に県立高等専門学校を設置を求める意見書案

上記の意見書案を提出する。

令和4年5月19日

提出者 安 澤 勝

賛成者 林 利 幸

賛成者 黒 澤 茂 樹

J R 稲枝駅西側地区に県立高等専門学校の設置を求める意見書

この度、滋賀県では令和9年(2027年)に滋賀県初となる県立高等専門学校の開設を表明され、本年6月には各市町から提案地を受け付け、設置場所の選定が行われる運びとなっています。

本市においては、湖東圏域の南部の玄関口として、東西自由通路を有したJ R 稲枝駅の完成に伴い、東西駅前広場の整備に併せアクセス道路が先日ようやく完成しました。

同駅は、湖東定住自立圏を構成する愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町など周辺地域からの利便性の向上が図れ、地域の活性化が一層見込まれるところでありJ R 稲枝駅西側地区を県立高等専門学校設置に最適な場所として、多くの利点があると考えます。

- 1 地理的に滋賀県の中心にあり、県内の各地域から進学を希望する生徒や教職員にとって利便性が高い。
- 2 通学に至便な上に、周囲は田園風景が広がり学習環境に適している。
- 3 経済発展や地域の活性化に繋がり、県経済全体の均衡を図ることができる。
- 4 運営母体となる滋賀県立大学にも近く、連携協力が図りやすく、生徒や教員の交流も容易である。

以上のような利点に加え、近年、県立高校の通学区域が全県一区になったことにより、高校進学希望者が県南部の高校に偏り、県北部の高校の定員割れなど憂慮すべき事案があることか

ら、進学希望校の集中化を防ぐ方策としても、本市に県立高等専門学校の設置は必要です。

以上のことから、下記の事項を強く求めるものです。

記

J R 稲枝駅西側地区に県立高等専門学校の設置を求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 4 年 5 月 19 日

彦 根 市 議 会

滋 賀 県 知 事 殿

滋賀県教育委員会教育長 殿